

自動車運送事業者に対する行政処分等の基準の改正について

1. 背景

令和6年5月15日に公布された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和6年法律第23号）により、貨物自動車運送事業法において、貨物軽自動車運送事業の安全対策を強化するため貨物軽自動車安全管理者の選任義務等の措置を創設するとともに、貨物自動車運送事業における多重下請構造の是正を図るため運送契約締結時等の書面交付義務等の措置を創設したところである。

また、自動車運送事業の運転者の疾病による事業用自動車の交通事故が増加傾向に転じており、健康診断の受診を徹底することにより健康起因事故の更なる低減が必要な状況である。

以上を踏まえ、自動車運送事業における法令遵守の徹底及び輸送の安全を図るため、行政処分等の基準の改正を行うこととする。

2. 改正概要

●貨物軽自動車運送事業に係る処分基準の追加

※下記以外は、規定済みの条文を用いる。処分量定は、一般貨物自動車運送事業に準じて設定

	新
▶貨物軽自動車安全管理者の選任違反 ○選任なし	事業停止 (30日間)
▶貨物軽自動車安全管理者の選任(解任)の未届出、虚偽届出 ○選任(解任)の未届出に係るもの	初違反：警告 再違反：10日車
○虚偽の届出に係るもの	初違反：40日車 再違反：80日車
▶貨物自動車安全管理者の講習受講義務違反	初違反：10日車 再違反：20日車
▶貨物軽自動車運転者等台帳 ○作成なし(5名以下)	初違反：警告 再違反：10日車
○作成なし(6名以上)	初違反：10日車 再違反：20日車
○全て作成なし	初違反：20日車 再違反：40日車
○記載事項等の不備	初違反：警告 再違反：10日車
▶貨物軽自動車運転者等台帳の保存義務違反	初違反：警告 再違反：10日車

●運送契約締結時の書面交付義務関係等に係る処分基準の追加

	新
▶運送契約締結時の書面交付義務違反 ○交付なし5件以下	初違反：警告 再違反：10日車
○交付なし6件以上15件以下	初違反：10日車 再違反：20日車
○交付なし16件以上	初違反：20日車 再違反：40日車

	新
○記載事項等の不備	初違反：警 告 再違反：10日車
○交付書面の写しの保存 一部保存なし	初違反：警 告 再違反：10日車
全て保存なし	初違反：20日車 再違反：40日車
▶他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する際の書面交付義務違反	運送契約締結時の書面交付義務違反に係る処分量定と同じ
▶運送利用管理規程の作成・届出違反 ○未作成	初違反：20日車 再違反：40日車
○届出に係るもの	初違反：警 告 再違反：10日車
▶運送利用管理規程の必要事項設定違反（規程の内容不適切）	初違反：10日車 再違反：20日車
▶運送利用管理者の選任違反	初違反：20日車 再違反：40日車
▶運送利用管理者の選任（解任）の未届出、虚偽届出 ○選任（解任）の未届出に係るもの	初違反：警 告 再違反：10日車
○虚偽の届出に係るもの	初違反：40日車 再違反：80日車
▶運送利用管理者の意見に対する尊重義務違反	初違反：10日車 再違反：20日車
▶実運送体制管理簿の作成義務違反 ○作成なし5件以下	初違反：警 告 再違反：10日車
○作成なし6件以上15件以下	初違反：10日車 再違反：20日車
○作成なし16件以上	初違反：20日車 再違反：40日車
○記載事項等の不備	初違反：警 告 再違反：10日車
○実運送体制管理簿の備え置き 一部備え置きなし	初違反：警 告 再違反：10日車
全て備え置きなし	初違反：20日車 再違反：40日車
▶実運送体制管理簿に係る通知義務違反	初違反：警 告 再違反：10日車

●疾病、疲労等のおそれのある運行の業務（全モード）※違反件数に比例した処分の導入

新	旧
○未受診者1名 変更なし	○未受診者1名 初違反：警 告 再違反：10日車
○未受診者2名 変更なし	○未受診者2名 初違反：20日車 再違反：40日車
○未受診者3名以上（未受診者1名当たり） 初違反：15日車 再違反：30日車	○未受診者3名以上 初違反：40日車 再違反：80日車

●その他所要の改正を実施

3. 今後の予定

通達発出：令和7年2月（予定） 通達施行：令和7年4月（予定）